

標 題 : 香川県丸亀市職労組員「小野坂香織」さんの公務外災害認定
取り消し判決に対する打電行動について（要請予告）

発信番号 : 自治労発2025第0405号
発信日付 : 2025年4月11日
宛先（団体） :
宛先 : 各県本部委員長様
送信者（団体） : 全日本自治団体労働組合
送信者 : 中央執行委員長 石上 千博

連日の活動に敬意を表します。

さて、自治労発2024第1246号でお知らせしました「小野坂香織さんの公務災害認定を求める裁判闘争」については、高松地方裁判所での一審判決を不服とし、2024年11月8日に高松高等裁判所に控訴しています。香川県本部および丸亀市職労の取り組みを支援するため、勝訴の場合、全県本部・全単組に対して下記の通り緊急打電行動の実施を要請します。地方公務員災害補償基金が上告する場合、2週間が上告期間となるため、取り組み期間が短期間であることから、あらかじめ周知させていただきますので、事前準備をお願いします。

なお、緊急打電行動の実施については、4月22日（判決日）の判決内容を受け、要否を周知させていただきますので、よろしくお願いします。

記

1. 抗議電報・FAXの送付先

（1）地方公務員災害補償基金

- ① 要請打電 〒102-0093 東京都千代田区平河町2-16-1 平河町森タワー8階
地方公務員災害補償基金 理事長 山越伸子 TEL. 03-5210-1346
② 抗議FAX 03-6700-1764

（2）地方公務員災害補償基金香川県支部

- ① 抗議打電 〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号
地方公務員災害補償基金香川県支部長 池田豊人 TEL. 087-832-3051
② 抗議FAX 087-863-0114

2. 要請案文

【共通部分】

高松高等裁判所 令和6年（行コ）第31号（原審：令和4年（行ウ）第1号 公務外認定処分請求事件）の判決に従い、上告せず、「小野坂香織」さんの公務災害を認定してください。

【例文として作成した①～③から選択するか、独自に作成してください】

① 「小野坂香織」さんが、長時間労働にさらされ、異動できないことのショックで倒れたことは、同じ労働者（地方公務員）である私たちにとって他人事ではありません。

② これ以上「小野坂香織」さんとその家族を苦しめないでください。「小野坂香織」さんが、異動できないことのショックで倒れたことが、今回高松高等裁判所で公務災害として認定されたことを重く受け止めてください。

③ 「小野坂香織」さんと同じように、重圧に耐えながら長時間の労働に従事している地方公務員は少なくありません。全国の地方公務員が自分のこととして注目しています。

3. 取り組み期間

4月22日（火）から4月25日（金）まで

4. 問い合わせ先

自治労本部 総合労働局 上野（03-3263-0287）
自治労香川県本部 副委員長 小野（087-822-5611）

5. 参考資料

- ① 小野坂公務災害闘争の経過報告（別紙）
② 小野坂公務災害闘争の争点と意義（別紙）

添付ファイル :

香川県本部発 抗議打電要請.doc

①小野坂公務災害闘争の経過報告（別紙）.doc

②小野坂公務災害闘争の争点と意義（別紙）.docx